



意見書

令和元年12月27日

野洲市市長 山仲善彰殿

弁護士 平柿完治
弁護士 多久康士



1 本意見書の目的

医療法人社団御上会（以下、「御上会」という。）の解散後の清算手続において、清算人が、御上会の経営していた野洲病院の元職員らに対して退職慰労金（以下、「本件退職慰労金」という。）として5013万3729円を支給しているが（添付資料1，2），この支給に法律上問題がないかについて検討する。

2 解散した医療法人における清算人の職務について

医療法人について定める医療法は、その第56条の2において、「解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。」と規定する。

また、清算人の職務は、現務の結了（医療法第56条の7第1項第1号）、債権の取立て及び債務の弁済（同項第2号）、残余財産の引渡し（同項第3号）であり、清算人は、これらの職務を行うために必要な一切の行為をすることができる（同法第56条の7第2項）とされている。

御上会については、令和元年6月30日、社員総会の決議により解散し、同日、御上会の理事長であった渡邊信介氏（以下、「渡邊氏」という。）が、清算人に就任をしている。

本件退職慰労金の支給については、それが、清算人である渡邊氏の職務に含まれるのか否かが法律上問題となる。

3 本件退職慰労金の支給に関する法律上の問題点の検討

上記のとおり、解散した医療法人の清算人は、「債務の弁済」を職務の一つとし、それを行うために必要な一切の行為をすることができる。

そうすると、本件退職慰労金が、医療法第56条の7第1項第2号にいう「債務」に含まれるかが問題となる。

この点、御上会の定款や退職金規程等に、本件退職慰労金の支給に関する定めは置かれていない。

また、御上会では、その解散前後を通じて、本件退職慰労金の支給までに、社員総会等の意思決定機関において本件退職慰労金の支給について決議された事実は確認できない。

従って、本件退職慰労金は、医療法第56条の7第1項第2号にいう「債務」とはいえず、御上会の清算人である渡邊氏がその職務として弁済することはできないものと考える。

ちなみに、御上会の退職金規程第5条には、退職金とは別に功労加算を支給することがあるとの定めがあるが、支給の有無・金額は、医療法人社団において決定することとなっている（添付資料3）。

この功労加算についても、御上会では、その解散前後を通じて、社員総会等の意思決定機関で支給すると決議された事実は確認できず、上記結論を左右しない。

なお、清算人の渡邊氏は、令和元年8月14日以降、御上会の元理事らに本件退職慰労金の支給について説明の上、賛同や了承を得た旨説明をしておられる（添付資料4）。

しかしながら、解散した医療法人の清算人が退職慰労金の支給を決定することは、医療法上の清算人の職務のいずれにも該当せず、清算人の職務として行い得ないことであると考える。

4 結論

以上のとおり、御上会解散後の清算手続における清算人による本件退職慰労金の支給については、医療法が定める清算人の職務の範囲外の行為であって、適切

な行為ではないと考える。

債権者である野洲市としては、本件退職慰労金の支給により、御上会に対する貸付金の返済金額が減少するため、清算人に対して損害賠償請求の余地が生じる。

その場合、損害賠償請求をされた清算人から元職員らに対して、本件退職慰労金の返還請求がなされる可能性がある。

以 上

添付資料 1

令和元年 8月 22 日

医療法人社団御上会
旧職員各位

医療法人社団御上会
清算人 渡邊 信介

残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

医療法人社団御上会が令和元年 6月 30 日をもって無事、解散することができました事は
ひとえにご勤務戴きました職員各位のご理解ご支援をいただいたことが最大の要因であり
ました。この間、多大なご尽力とご理解により、職務を全ういただき深く感謝いたしてお
ります。

6月 30 日の解散にあたり 30 年度、31 年（令和元年）度の業績が思わしくなく、夏季賞
与も 0.5 カ月～1 か月分の支給も検討いたしましたが 6月末時点では業績の改善ができず、
断念せざるえない状況でありました。このことから、6月初旬に開催いたしました、全職員
への説明会にて残念な報告をいたしました。しかし、6月末の院内理事会において令和元年
度決算状況結果において再度検討することとしておりました。

この度の提案は、その後の清算法人業務精査が幾分か好転いたしましたので、解散時
における職員への「退職慰労金」（年俸制医師除く）として、下記、退職慰労金支給基準案
に基づき支給することを決定いたしました。なお、諸般の事情により、9月末にずれ込むこ
とになりましたことご容赦ください。

記

退職慰労金支給基準

1. 支給者基準

令和元年 6月 30 日迄、医療法人社団御上会に勤務していた正職員・日勤常勤職員・準
職員で常勤医師（年俸制支給者）を除く者で、平成 31 年 3 月 31 日までに当法人に入
職していた職員。

2. 支給算定基準

① 1 の該当職員の算定期間：平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 6 月 30 日。

算定支給額：基本給、職務手当、勤続手当、× 出勤率を基準とする。

出勤率：支給算定期間中の欠勤、育児、介護休暇、休職、不就業 1

日につき 1 日

；産休期間 1 日につき 0.5 日

② 支給算定額：令和元年 6 月 30 日現在における①算定支給額の 1 か月分とする。

3. 支給日・支給方法

令和元年 8 月下旬予定（計算事務処理後）、該当職員給与振込指定口座

株式会社 滋賀銀行 『しがぎん』 Biz ダイレクト

承認内容確認 <総合振込>

【状態：承認待機】

取引ID 190917000464577 支払口座 野洲支店 (25)
 取引種別 総合振込 普通
 振込指定日 2019年09月25日 委託者コード、0075922025
 委託者名 いじわら
 取引名 退職慰労金

依頼者
承認者
コメント
-

9/19
15:50

■振込明細内容
件数 218件

支払金額合計 50,133,729円
先方負担手数料合計 0円

顧客ID	顧客名	金額(税込)	手数料(税込)	合計(税込)
顧客1 : 00000000061		306,900	0	306,900
顧客2 : 0020000201				216
顧客1 : 00000000071		354,600	0	354,600
顧客2 : 0020000401				540
顧客1 : 00000000072		278,000	0	278,000
顧客2 : 0020000301				216
顧客1 : 00000000074		365,500	0	365,500
顧客2 : 0020000101				540
顧客1 : 00000000078		391,500	0	391,500
顧客2 : 0020000003				0
顧客1 : 00000000080		278,700	0	278,700
顧客2 : 0020000301				0
顧客1 : 00000000095		357,400	0	357,400
顧客2 : 0090000301				540
顧客1 : 00000000106		284,800	0	284,800
顧客2 : 0020000601				216
顧客1 : 00000000111		354,800	0	354,800
顧客2 : 0020000501				216
顧客1 : 00000000128		259,000	0	259,000
顧客2 : 0020000601				216
顧客1 : 00000000133		291,700	0	291,700
顧客2 : 0020000701				540

帳票作成日時 2019年09月19日 15時46分14秒

1/14 ページ

2

退職金規程

(目的)

第1条 この規程は就業規則(正職員)第58条、及び就業規則(日勤常勤職員)第50条に基づき、医療法人社団御上会(以下「本社団」という)の従業員のうち正職員及び日勤常勤職員の退職金支給に関する事項を定めたものである。尚、正職員・日勤常勤職員以外の雇用形態の者(パートタイマー、嘱託職員等)には退職金を支給しない。

(確定給付企業年金規約との関係)

第2条 功労加算(第5条)を除き、本社団の退職金制度の運営・管理・支給は、全て、別に定める「確定給付企業年金規約」に基づく確定給付企業年金制度において行なう。本規程に記載の無い事項、本規程の解釈については「確定給付企業年金規約」によるものとする。

(退職金の支給事由)

第3条 退職金は、正職員及び日勤常勤職員としての勤続期間が満3年以上の者が次のいずれかの事由に該当した場合に支給する。

- (1) 退職したとき(自己都合退職、解雇、その他事由による退職)
 - (2) 正職員又は日勤常勤職員でなくなったとき
 - (3) 定年に達したとき
 - (4) 死亡したとき
2. 前項にかかるわらび、次の各号に定める事由により本社団に使用されなくなった場合には、退職金の全部又は一部の支給を行わない。また退職後に該当する事由が明らかとなつた場合は、退職金の返還を求めるものとする。
- (1) 就業規則に定める懲戒解雇に相当する行為があつた場合。
 - (2) 正当な理由無く、退職金受給に必要な書類その他物件の提出の求めに応じない場合。
 - (3) その他上記事由に準ずる事由があつた場合。
3. 退職金の支給時において、本社団に対して債務を有し、その債務を完済しない場合は退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、勤続期間(正職員及び日勤常勤職員として勤務した期間)に応じて、以下のとおりとする。

<勤続期間満3年以上の者>

各人の「①積立月額の累計」と「②一定の付与利息」の合計とする。
具体的な算出方法は以下のとおりとし、全額を確定給付企業年金制度(外部の資産管理運用機関)から支給する。詳細は確定給付企業年金規約第7条に定めるところによるものとする。

① 積立月額の累計

以下に記載する積立月額の累計とする。積立は、勤続2年を経過した日以後

最初に到来する毎月 1 日から退職金支給事由発生日(医師及び兼務理事については 60 歳に達した日の属する月の末日)までの期間で、月の末日在籍している各月に対して行う。

積立月額の算出にあたって使用する勤続期間は、入社日から各積立付与日(毎月末日)までの期間とし、1 年未満の端数は切り捨てる。

※休職期間(就業規則(正職員)第 50 条～第 55 条)は、期間中(各月の末日が休職の期間)の積立月額を 2 分の 1 とし、勤続期間についてはそのまま通算する。(但し、業務上傷病による休職の場合は、積立月額の減額を行わない。)

※育児休業期間(育児休業規程)は、積立対象とせず、勤続期間に通算する。

※介護休業期間(介護休業規程)は、積立対象とし、勤続期間に通算する。

※医師及び兼務理事が 60 歳に達した日の属する月の翌月以降は、積立対象とせず、勤続期間にも通算しない。

勤続 2 年以上 10 年未満の期間	積立月額 10,000 円
勤続 10 年以上 20 年未満の期間	積立月額 15,000 円
勤続 20 年以上 30 年未満の期間	積立月額 20,000 円
勤続 30 年以上の期間	積立月額 1,000 円

② 一定の利息

各人の積立残高に対して、“10 年もの国債応募者利回りの直近 5 年平均値”を利息として付与する。但し、利息が年 5.5% を上回る場合には、年 5.5% とする。

利息の値は毎年 4 月 1 日に見直すものとする。(直前の 1・2 月末日以前 5 年間に発行された国債利回りに基づき見直す)

※医師及び兼務理事が 60 歳に達した日の属する月の翌月以降は、積立残高に対して利息を付与しない。

2. 勤続 20 年以上の者については、本人の希望により、前項の退職金を 60 歳から 10 年間の確定年金として受給することができる。詳細は、確定給付企業年金規約によるものとする。

③ (功労加算)

第 5 条 在職中、特に功労があったと認められる者に対しては、前条の退職金とは別に功労加算を支給することがある。支給の有無・金額は、その都度本社団において決定する。

(退職金の支給方法)

第 6 条 本社団は、退職金の保全措置として、確定給付企業年金制度を導入し、外部の資産管理運用機関に退職金の原資を積み立てるものとする。

2. 退職金はその請求手続終了後 1 ヶ月以内に、退職者本人の指定する金融機関の口座に確定給付企業年金制度の資産管理運用機関から振り込むことによって支給する。但し、功労加算による増額分は本社団から振り込むものとする。
3. 支給事由が死亡の場合は、退職金は遺族に支給するものとし、その順位は次の各号の順位とする。尚、支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたもの

とみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。詳細は、確定給付企業年金規約第27条によるものとする。

- ①配偶者（婚姻の届出をしていないが、支給対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- ②子（支給対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- ③前2号に掲げる者のほか、支給対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

（規程の改廃）

第7条 本退職金規程は、施行より5年ごとに定期に見直しを行い、改廃することがある。

付 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年7月1日（以下「施行日」という）から施行する。

これに伴い、従前の「退職金規定」、「退職年金支給規程」、及び「退職年金規程」は施行日の前日をもって廃止する。

（旧退職金制度対象者に対する経過措置）

第2条 施行日前日（平成23年6月30日）に在籍し、勤続満3年以上（正職員としての勤続期間）に達していた者については、経過措置として、以下の計算による金額を退職金支給事由発生時に支給するものとする。（確定給付企業年金制度より支給）

・前日退職金規定の退職金(①) - 滋賀県医療機関厚生年金基金の加算部分確定額
　(②) + 本規程の退職金(③)

①旧退職金規定の退職金

平成23年6月30日時点での勤続年数・基本給・退職金係数（B：普通退職）により、旧退職金規定に基づいて計算した退職金額。

②滋賀県医療機関厚生年金基金の加算部分確定額

平成23年6月30日時点での当該厚生年金基金加算部分の確定額（本社団での加入期間のみで計算）

③本規程の退職金

平成23年7月1日からの勤続期間について、本規程に基づき計算した退職金額。
尚、本規程第4条＜勤続満3年以上の者＞の積立月額の算出においては、従前の勤続期間も通算するものとする。

（改訂）

第3条 本規程は、一部を変更し平成25年9月1日より施行する。

2. 本規程は、第4条を変更し、平成27年7月1日より施行する。

山仲市長面談（8月8日）後の動向記録

1. 職員代表3名及び旧御上会理事に退職慰労金支給の件を個別に説明（通知）

8月14日（水）

- 10:00 [] 氏（センターに [] が訪問し説明）
13:30 [] 氏（清算法人・事務室にて [] が説明・・・[] 同席）
14:20 [] 氏には [] 氏から電話にて説明し了解を得たことを同氏から報告を受ける
15:00 [] 理事（院長室にて [] が説明）
15:30 [] 副看護部長（[] 理事休暇のため [] が説明）
8月15日（木）
08:50 [] 理事、[] 理事に [] が説明（[] 同席）

2. 退職慰労金支給に対する野洲市の見解（態度豹変）とそれに対する御上会理事の見解

8月20日（火）

14:30 野洲市竹中部長ほか来訪（発言概要=野洲市の見解）

- ・退職慰労金を御上会が支給するかどうか野洲市としては判断できない
- ・野洲市としては退職慰労金支給について関与しない（関わらない）
- ・野洲市としては、御上会・清算法人が退職慰労金を支給することにより、市に最終的に寄贈される清算法人の残余資金が減少することとなり、「御上会に対する貸付債権 225百万円の回収に支障をきたすのではないか」と言う意見もあり、その点からも野洲市としては何とも言えない
- ・退職慰労金の件は、御上会として責任をもって可否決定して頂きたい
- ・退職慰労金支給に関する業務や情報提供を現野洲市職員にさせることは野洲市として認めることは難しい（市の職員を使って業務を進めることは不可）
- ・よって、清算法人（2人）で対応するか、清算法人で人を雇用して業務を進めてもらうしかない

16:10 渡邊清算人に上記の件を [] から説明

- * 渡邊清算人の見解
- ・職員代表等にも退職慰労金を支給することを既に説明しており、今更取り止めるとは言えない
- ・旧御上会理事にも説明し了解を得た上で、御上会の責任において退職慰労金支給に向け手続きを進めていくしかない

8月21日（水）

09:30 [] 理事に上記の件（野洲市の見解、渡邊清算人の見解）説明し賛同を得る

8月22日（木）

09:30 [] 理事に上記の件（野洲市の見解、渡邊清算人の見解）説明し了解を得る

15:30 [] 理事に上記の件（野洲市の見解、渡邊清算人の見解）説明し了解を得る

以上（[] 記）

御上会清算人 清算見込みに係る書類提出資料



決 算 報 告 書

自 令和 元 年 7 月 1 日
至 令和 元 年 12 月 31 日

医療法人社団 御上会

※別添の令和元年12月31日現在の「試算表」（貸借対照表、損益計算書）に基づく

医療法人社団御上会

貸借対照表

令和元年12月31日時点
(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【 流動資産 】	【 96,760,314 】	【 流動負債 】	【 219,329 】
現金及び預金	96,025,859	買掛金	
医業未収金		未払金	
材料費		短期借入金	
未収金		仮受金	
仮払金	381,606	患者預り金	
前払費用		預り金	21,145
その他の流動資産		未払税金	
貸倒引当金		未払消費税	
仮払消費税	352,849	仮受消費税	198,184
【 固定資産 】	【 0 】	【 固定負債 】	【 225,561,000 】
(有形固定資産)	(0)	長期借入金	226,561,000
建物		(うち滋賀銀行)	0
建物付属設備		野洲市	226,561,000
構築物			
工具器具備品			
土地			
一括償却資産			
(無形固定資産)	(0)	負債の部合計	226,780,329
(その他の資産)	(0)	純資産の部	
出資金		【 資本金 】	【 0 】
保証金		資本準備金	5,000,000
長期前払費用		【 当期未処分損失 】	【 134,020,015 】
敷金			
【 繰延資産 】	【 0 】	純資産の部合計	△ 129,020,015
繰延消費税			
資産の部合計	96,760,314	負債及び純資産の部合計	96,760,314

医療法人社団御上会

損益計算書

自 令和 元年 7月 1日
至 令和 元年 12月 31日
(単位:円)

科目	金額	
【 医業収益 】	0	0
【 医業費用 】		
材料費	0	
給与費	2,038,806	
委託費	0	
設備関係費	1,083,878	
(うち減価償却費)	(0)	
研究研修費	7,497	
経費	12,451,946	15,582,127
医業損失		(15,582,127)
【 医業外収益 】		
受取利息配当金	892	
受取手数料	21,300	
雑収入	64,094,411	
貸倒引当金戻入	2,100,000	66,216,603
【 医業外費用 】		
雑損失	4,445,000	4,445,000
経常利益		(46,189,476)
税引前当期純利益		(46,189,476)
法人税等		1
当期純利益		(46,189,475)
前期繰越損失		180,209,490
当期未処分損失		(134,020,015)

医療法人社団御上会

医業費用の明細書

自 令和元年7月1日
至 令和元年12月31日
(単位:円)

科目	金額	
【 材 料 費 】	0	0
【 給 与 費 】		
給料	3,504,000	
通勤費	17,593	
法定福利費	△ 1,660,796	
退職給付費用	178,009	
【 委 託 費 】	0	0
【 設備関係費 】		
賃借料	75,000	
修繕費	525,000	
器械保守料	483,878	1,083,878
【 研究研修費 】		
図書費	2,864	
研修費	4,633	7,497
【 経 費 】		
旅費交通費	54,225	
通信費	489,748	
広告宣伝費	133,912	
消耗品費	18,800	
水道光熱費	1,344,995	
交際接待費	69,132	
諸会費	14,000	
租税公課	103,972	
顧問料	898,504	
繰延資産償却費	8,950,210	
雜費	374,448	12,451,946
【 合 計 】		15,582,127

預貯金等の内訳書

金融機関名	種類	口座番号	期末現在高	摘要
現 金 / 手 許 在 高			800,019	
滋賀銀行 / 野洲支店	当座預金		0	
" / "	普通預金		11,283	
" / "	"		50,951,985	
" / "	"		11,809,960	医事課
" / "	"		4,308,986	健診事業
" / "	"		4,990,633	訪問看護
" / "	"		986,943	居宅介護
関西みらい銀行 / 野洲支店	普通預金		11,843,878	
京都信用金庫 / 守山支店	普通預金			R1.11.28解約
滋賀中央信用金庫 / 野洲支店	普通預金			R1.10.25解約
JAおうみ富士 / 野洲支店	普通預金		8,890,293	訪問看護 デイサービス
ゆうちょ銀行	通常貯金		1,431,879	
計			96,025,859	

(法0302-1)

- (注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
 2. 「金融機関名」欄には、斜線の左側に金融機関名を、右側にその支店等の名称を、例えば〇〇銀行大手町支店の場合には、「〇〇/大手町」のように、郵便局の場合には、「〇〇/郵便局」のように記入してください。
 3. 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のようにその名義人を記入してください。

仮払金（前渡金）の内訳書

(注) 1 「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。

2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。

3. 「取引の内容」欄には、例えば「機会設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。

貸付金及び受取利息の内訳書

貸付先 所 在 地		統柄 (住所)	期末現在高	受取利息額 利 率	貸付理由	担保の内容
計						

(法0302--4)

(注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。

2. 期末現在高がないものであっても期中の受取利息額（未収利息を含みます。）が3万円以上あるものについては、各別に記入してください。

3. 「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の利率を記入してください。

仮受金（前受金・預り金）の内訳書

科 目	相 手 先			期 末 现 在 高	取 引 の 内 容
	名称（氏名）	所在地（住所）	法人・代表者との関係		
預り金	職 員 ほ か			21,145	源 泉 所 得 税
計				21,145	
仮受金	消 費 税			198,184	
計				198,184	

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び
 関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計を、
 「取引の内容」欄には期中の支払利子額（未払利子を含みます。）をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年月日		期 末 現 在 高	年月日	所 得 の 種 類	期 末 現 在 高
R1.12	給与	16,040			
R1.12	報酬等	5,105			
計		21,145			

- (注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

借入金及び支払利子の内訳書

(法0302-11)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
2. 期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上あるものについては、各別に記入してください。
3. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
4. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

租税公課（仮払税金、納税引当金）

税目	内 容	納税引当金による 納付額	仮払金計上納付額	損金計上納付額	摘要
源泉所得税	国 税・復興税			132	受取利息総合課税分
印紙代他				3,840	清算登記
納付金	障害者雇用			100,000	
計				103,972	
期首繰越高					
仮払税金消却					
当期益金戻入額					
当期損金 算入引当額					
差引計		0		103,972	

受取家賃・受取手数料・補助金収入の内訳書

(注) 1. 雑収入、雑益(損失)、固定資産売却益(損)、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください。(法0302-17)
2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、
その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。

雑収入等の内訳書

科 目	取 引 の 内 容	相 手 先	所 在 地 (住 所)	金 額
雑 収 入	医 業 未 収 金	再 請 求 分 入 金		24,309,954
	訪 問 看 護 未 収 金	〃		7,206,108
	デイ サービス 未 収 金	〃		8,066,550
	居 宅 介 護 未 収 金	〃		4,195,486
	社 会 保 險 料	31.3 未 払 計 上 取 崩 漏 れ		12,917,387
	患 者 預 り 金	患 者 宛 返 還 不 能 分		3,963,193
	野 洲 市 事 務 手 数 料	市 立 病 院 開 設 準 備		1,075,205
	各 種 保 險 解 約 返 還 金	損 保 ジ ャ パ ン ほ か		565,470
	そ の 他	管 理 料、実 習・業 務 受 託 料 他		1,795,058
	計			64,094,411
雑 益 等	医 業 外 収 入	貸 倒 引 当 金 戻 入		2,100,000
	計			2,100,000
受 取 利 息	銀 行 他 預 金 利 息	滋 賀 銀 行 他		892
	計			892

(注) 1. 雜収入、雜益(損失)、固定資産売却益(損)、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください (法0302-17)

2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、

その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。

雜損失等の内訳書

科 目		取 引 の 内 容	相 手 先	備 考	金 額
雜 損 失 等	雜 損 失	獎 學 金 償 還 不 能 分			481,000
		"			481,000
		"			481,000
		"			481,000
		"			1,121,000
		"			1,400,000
	計				4,445,000

(注) 1. 雑収入、雑益（損失）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について記入して（法0302-17）

2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。

医療法人社団 御上会

現預金の入出金見込み

R2年1月~3月

(単位:千円)

月日	項目	入金	出金	残高	備考
R元年12月31日現在現預金残高				96,026	
1月7日 KDDI			35	95,991	市立病院分立替払い
1月7日 源泉税			21	95,970	事務2名+税理士
1月9日 自賠責保険金	255			96,225	発生日・2018.9.26
1月16日 労災保険金	32			96,256	
1月16日 国保連 返金(返戻等)		789		95,467	H31/4月分
1月16日 ミロク			16	95,451	R1/12月保守料
1月21日 社会保険診療報酬	15			95,466	再請求分
1月23日 野洲市		20		95,446	人権センター使用料(1~3月分)
1月23日 給与(事務2名)	569			94,877	1月分
1月23日 税理士顧問料		51		94,826	1月分
1月23日 健診 返金(市分誤入金)	96			94,730	振込先へ返金(2先)
1月29日 現金出金		11		94,719	郵便・通信費、消耗品購入他経費
				94,719	
				94,719	
				94,719	
1月 入出金計	302	1,608		94,719	
R2年2、3月の経費見込み(1月末現預金残高)				94,719	⇒R2年1月31日現預金残高
見込み	給与		800	93,919	事務2名
	税理士顧問料	255		93,664	月間報酬+清算結了決算事務報酬
	消費税	300		93,364	清算結了時納付税額
	その他諸税	150		93,214	清算結了決算均等割、源泉税他
	賃借料、水道光熱費	50		93,164	人権センター賃借料+水道光熱費
	その他雑費	200		92,964	郵便・通信費、車借用・消耗品他経費
	国保連 返金(返戻等)	500		92,464	R1/6月までの診療分に係るもの
				92,464	
				92,464	
				92,464	
				92,464	
2、3月 入出金計	0	2,256		92,464	
1月~3月 入出金合計	302	3,863		92,464	⇒清算結了時野洲市へ寄贈 (債務免除確定後)
	R元年12月31日現在現預金残高比			-3,562	

2020/1/29 現在

医療法人社団 御上会

(単位:円)

①仮払金(対野洲市)

業者名	金額	科目	摘要	支払日
NTT	48,417	通信費	電話代・7/1~20日分	8月20日
NTT	3,212	"	電話代・7/1~20日分(訪問)	8月20日
NTT	14,999	"	電話代・7/1~20日分(訪問)	8月20日
NTT	3,845	"	電話代・7/1~20日分(居宅)	8月20日
NTT	3,134	"	FAX代・7/1~20日分(センター)	8月20日
NTT	4,918	"	FAX代・7/1~20日分	8月20日
小計	78,525			
KDDI	92,469	"	電話代・7月分	9月10日
KDDI	93,377	"	電話代・8月分	10月10日
KDDI	52,058	"	電話代・9月分	11月11日
KDDI	51,222	"	電話代・10月分	12月12日
KDDI	35,098	"	電話代・11月分	1月7日
KDDI		"	電話代・12月分	2月4日
小計	324,224			
合計	402,749			

402,749

②未払金(対野洲市)

項目	金額	科目	摘要	支払日
コピー代	3,670	雑費	7月分	
コピー代	3,670	"	8月分	
コピー代	16,900	"	9月分	
コピー代	10,690	"	10、11月分	
コピー代	4,500	"	12月分	
FAX代	80	通信費		
ソフトバンク携帯代	52,236	通信費	7/1~7/23分	8月31日
合計	91,746			

御上会の手続遅延要因あり
御上会が負担することで
市と話がついている

③野洲市宛当法人請求額(①-②)

差引請求額	311,003
-------	---------

損益計算書

6ヶ月累計 前年7月1日
6ヶ月累計 当年12月31日

コード	科 目	前 月 残 高	借 方	貸 方	当 月 増 減	當月高	期末比
715	給 賃	3,504,000			3,504,000		
719	道 費	17,593			17,593		
718	法 定 税 利 賃		1,660,796		41,660,796	41,660,796	11,593
717	其 他 税 付 賃 用		178,009			178,009	
9613	給 付 手 賃		2,038,806			2,038,806	
732	賃 借	75,000			75,000		
734	修 繕	525,000			525,000		
736	保 守	483,878			483,878		
9615	【設 構 裝 置 費】	1,083,878			1,083,878		
740	圖 書	2,864			2,864		
741	研 究 費	4,633			4,633		
9616	【研究研修費】	7,497			7,497		
743	旅 蹴	54,225			54,225		
745	通 告 費	489,743			489,743		
746	広 告 費	133,912			133,912		
747	消 費	18,800			18,800		
751	水 道 光 緒 費	1,402,815		57,820	1,344,985		
754	交 通 費	69,132			69,132		
755	請 金	51,940		37,940	14,000		
756	雜 費	103,972			103,972		
759	賃 金	898,504			898,504		
764	延 期 費	8,950,210			8,950,210		
791	雜 費	391,913		17,465	374,448		
9617	【經 費】	12,451,946			12,451,946		
9621	【医 療 費 用】	15,582,127			15,582,127		
9622	【医 療 利 益】	415,582,127			415,582,127		
811	受 取 利 息 和 当 金			892	892		
813	受 取 手 賃		21,300		21,300		
819	進 収 入	182,144		64,276,565	64,034,411		
9623	【医 療 外 収 入】			64,116,603	64,116,603		
829	進 支	4,445,000			4,445,000		
9624	【医 療 外 支 用】	4,445,000			4,445,000		
9625	【溢 常 利 益】	44,089,476			44,089,476		
914	貸 印 [当 金 戻 入]			2,100,000	2,100,000		
9626	【臨 時 収 益】			2,100,000	2,100,000		
9628	【税引前 当期純利益】	-	46,189,476		46,189,476		
931	差 人 教 地 方 費	1			1		
9631	【当 期 純 利 益】	46,189,475			46,189,475		
437	前 期 純 利 益	A180,209,490			A180,209,490		
9633	【当 期 未 分 利 益】	-A180,209,490		46,189,475		△134,020,015	

貸借対照表

		金額 1年12月31日現在 単位：円					
コード	科 目	前 月 残 高	借 方	貸 方	前 月 残 高	借 方	貸 方
111	現 金	3,965,564	806,499	3,973,044	300,019	50,365,080	50,365,080
131	預 金 普通預金	189,768,981	571,362,044	667,337,064	93,793,961	50,865,080	50,865,080
142	預 金 貯 戸	2,182,143	1,555,403	2,305,667	1,431,879	250,000,000	250,000,000
9508	[現金及び預金]	195,917,688	573,723,946	673,615,775	96,025,359	218,977,175	219,086,358
152	医 療 不 収 金	357,381,386	24,384,974	382,246,360		56,883,196	56,883,196
154	訪 問 看 譲 未 収 金	7,241,329	7,241,329			3,973,198	3,973,198
155	居 住 介 入 未 収 金	4,195,486	4,195,486			5,000	5,000
156	デ サ ヒ 入 未 収 金	8,066,550	8,066,550			5,122,621	5,122,621
9515	[売 上 借 手 財] 未	357,381,386	44,368,339	401,749,725		19,786,095	19,786,095
9513	[当 産 豊 未] 未	553,289,074	618,092,285	1,075,365,500	96,025,359	35,500	35,500
184	未 収 金	24,899,620	24,899,620			5,724,500	5,724,500
186	伝 押 金	5,007,621	2,140,574	6,766,589	381,606	335	335
187	借 入 当 金	42,100,000	2,100,000			〔その他の流動負債〕	〔その他の流動負債〕
188	訪 問 看 譲 入 勘 定	7,389,269	7,389,269			540,246,379	540,246,379
189	居 住 介 入 勘 定	4,231,569	4,231,569			622,132,429	622,132,429
190	デ サ ヒ 入 勘 定	8,165,257	8,165,257			82,104,779	82,104,779
193	伝 押 貸 付	388,873	5,824	382,849		219,329	219,329
9516	[その他の流動資産]	27,807,241	24,395,242	51,458,128	734,456		
9518	[流動資産] 未	581,106,315	642,477,627	1,126,826,628	96,760,814	4175,209,490	4175,209,490
242	出 庫 金	541,964		541,964		46,189,475	46,189,475
9522	(その他の資産)	541,964		541,964		4129,020,015	4129,020,015
9523	(固 定 資 産)	541,964		541,964		96,760,314	96,760,314
292	經 常 消 費 費	8,950,210		8,950,210			
9524	(資 產 の 部)	8,950,210		8,950,210			
9525	(資 產 の 部)	590,593,489	642,477,627	1,126,826,628	96,760,814	590,593,489	642,477,627

平成31年4月1日から令和元年6月30日まで
第52期 決算報告書より

医療法人社団御上会 野洲病院

貸 借 対 照 表

令和1年6月30日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	[581,106,315]	【流動負債】	[540,246,979]
現金及び預金	195,917,688	買掛金	50,865,080
医業未収金	357,381,386	短期借入金	250,000,000
未 収 金	24,899,620	未 払 金	218,977,175
仮 払 金	5,007,621	患者預り金	3,973,193
貸倒引当金	△2,100,000	預り金	10,671,431
【固定資産】	[541,964]	未 払 地 方 税	35,500
(その他の資産)	(541,964)	未 払 消 費 税	5,724,600
出 資 金	541,964	【固定負債】	[225,561,000]
【繰延資産】	[8,950,210]	長期借入金	225,561,000
繰延消費税	8,950,210		
		負債の部合計	765,807,979
		純資産の部	
		【資本金】	[0]
		資本準備金	5,000,000
		【当期未処理損失】	[180,209,490]
		純資産の部合計	△175,209,490
資産の部合計	590,598,489	負債及び純資産合計	590,598,489

令和2年2月13日 野洲市民病院整備事業特別委員会 資料3

[1月30日(木) 16:33 受信メール]

野洲市役所 政策調整部 市民病院整備課

担当 北林様

となります。

報酬は、上記金額を上限として、終了内容、実際の回収金額等によつて賃市と協議の上決定させて頂きたいと考えています。

お世話になつております。

〔REDACTED〕 氏に対する損害賠償請求事件の訴訟にかかる弁護士費用等について、以下の通り検討いたしました。

内容ご確認のうえ、ご検討くださいますようお願いいたします。

1. 着手金について（当事務所報酬規定+顧問先様減額20%）

本件の経済的利益額は被告らに請求する 50,189,835 円となります。

当事務所の報酬規定から算出すると、

着手金は $(50,189,835 \text{ 円} \times 3\%) + 69 \text{ 万} \times 80\% = 1,756,500 \text{ 円}$

となります。

但し、着手金については、回収可能性等の観点から減額のご希望があれば再考いたしますので、ご検討ください。

2. 報酬について

上記事件の終了時に成功割合に応じて請求させていただくもの
です。

上記同様、当事務所の報酬規定から算出すると、

報酬は $50,189,835 \text{ 円} \times 6\% + 138 \text{ 万} \times 80\% = 3,513,000 \text{ 円}$

2月3日(月) 13:58 受信メール

野洲市役所 政策調整部 市民病院整備課

御担当 北林様

お世話になつております。

令和2年1月31日付、再度の減額希望のメールを拝見いたしました。

た。

貴市のご要望を再度検討し、着手金等について再度ご提案致します。

1、
着手金について（当事務所報酬規定+顧問先様減額20%×30%）

本件の経済的利益額は被告らに請求する 50,189,835 円となりま

す。

当事務所の報酬規定から算出すると、

着手金は

$(50,189,835 \text{ 円} \times 3\% + 69 \text{ 万}) \times 80\% = 1,756,500 \text{ 円}$ (消費税別)
となりましたが、一度目の減額希望に対し、さらにつ掛けした
 $1,756,500 \text{ 円} \times 70\% = 1,229,500 \text{ 円}$ (消費税別) を提案しております。

ました。

貴市からの再度の減額希望に対し、当方としては、1,100,000
円 (消費税別) で再提案いたします。

2、
報酬及び実費預り金について

先般提示のとおり

令和2年2月13日野洲市民病院整備事業特別委員会資料 4

野洲町地域医療振興資金貸付条例(昭和61年野洲町条例第2号)

第4章 衛 生

第1節 保健衛生

○野洲町地域医療振興資金貸付条例

(昭和61年3月29日)
(条例第2号)

改正 平成12年12月22日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、野洲町において地域住民の医療を充足するための地域医療の中核を担う病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）に対し、地域医療振興資金を貸付けすることにより、病院機能の充実を図り、もって公共の福祉増進に資することを目的とする。

(借受人の資格要件)

第2条 町長は、地域医療の中核的役割を担う病院で診療科目が多岐にわたる医療法人のうち、前条の目的を達成するため地域医療振興資金の貸付けを必要と認める者に貸し付けるものとする。

(貸付けの額)

第3条 貸付金の総額は、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(貸付けの条件)

第4条 地域医療振興資金の貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利率 財務省資金融通条件に規定する利率で町長が定める利率
- (2) 債還期間 財務省資金融通条件に規定する期間で町長が定める期間
- (3) 債還方法 元金均等年賦償還
- (4) 債還期日 毎年3月31日
- (5) 延滞利息 延滞元利金に対し年10.75パーセント

(償還金の納付方法)

第5条 貸付元利金及び延滞利息の納付については、町長の発行する納入通知書により指定する金融機関に納付するものとする。

第8編 厚生（野洲町地域医療振興資金貸付条例）

（貸付けの申請）

第6条 地域医療振興資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

（貸付けの決定）

第7条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理した場合において審査の上、適正と認めたときは、地域医療振興資金の貸付けを決定し、貸付利率及び償還期間を付して通知するものとする。

（借用証書）

第8条 地域医療振興資金の貸付けを受けた者は、借用証書を町長に提出しなければならない。

（延滞利息の支払）

第9条 地域医療振興資金の貸付けを受けた者が、償還金を償還期限までに納入しなかったときは、償還期日の翌日から納入の日までの延滞日数に応じて計算した延滞利息を納入しなければならない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるとときは、延滞利息を減免することができる。

（振興資金の使用制限）

第10条 地域医療振興資金の貸付けを受けた者は、振興資金を地域医療振興資金としての目的以外の目的に流用し、又は充用してはならない。

（振興資金の返還）

第11条 町長は、地域医療振興資金を目的外に使用した者又は貸付条件に従わなかった者に対し、当該振興資金の全部又は一部を返還させることができる。

（振興資金の経理）

第12条 地域医療振興資金の貸付けを受けた者は、当該振興資金に係る収入及び支出について経理を明確にするとともに、規則で定めるところにより借入台帳を備え付けなければならない。

（報告書の提出）

第13条 地域医療振興資金の貸付けを受けた者は、当該振興資金を受けた会計年度以降毎年、会計年度終了後3箇月以内に収支計算書その他事業の実施状況に関する報告書を町長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月22日条例第35号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

